

決議

農業農村は、食料を供給する農業生産の機能とともに、豊かな自然や美しい景観の形成、国土保全や文化の伝承などの多面的な機能の発揮を通じて、国土基盤と豊かで安定した国民生活を支えている。

我が国は、グローバル化の一層の進展、人口減少社会への移行など、未だ経験したことのない社会構造変化に直面しており、農業も、これらの社会変化に迅速かつ適切に対応しながら、これまで以上に国民生活の向上や我が国経済社会の発展に貢献していく必要がある。

また、都市と地方の格差の拡大や農村の過疎化・高齢化・混住化等が行い、農村の活力が失われつつある中で、農地、農業用水等の資源とともに美しい景観や豊かな自然環境を国民共有の財産として次世代に確実に継承していく必要がある。

このような農業・農村をめぐる状況を踏まえ、国家存立の基礎である農業農村の持続的な発展を確固たるものとするため、左記事項を決議する。

記

一 食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮を図るため、農地・農業用水の整備・保全や農村振興に必要な事業について、地方との連携のもと、国の責務として確実に推進すること

一 国内農業の体質強化を図るため、担い手への農地の面的集積を一体的に行う基盤整備や農地情報の緊急的な整備等を推進すること

一 食料供給力の最も重要な要素である基幹的農業水利施設を将来にわたって引き継いでいくため、国営事業を計画的に推進するとともに、老朽化が進む農業水利施設のストックマネジメントを推進すること

一 農地・水・環境保全向上対策を推進するとともに、バイオマスの利活用促進や安全・安心で快適な農村づくりを着実に推進すること

一 これらの政策推進のために必要な農業農村整備関係の予算を確保するとともに、地方財政の厳しい状況に鑑み、所要の地方財政措置を講ずること

平成十九年十一月二十九日

自由民主党 農村基盤整備議員連盟

